

## 議案第10号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1～9 略

10 遺伝カウンセリング料

区分		金額
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	1件につき 10,800円
	2回目以降	1件につき 6,480円

11 略

備考 略

別表第1（第5条関係）

1～9 略

10 略

備考 略

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。